

第3期山武市子ども・子育て支援事業計画 【素案】変更箇所抜粋

令和7年度～令和11年度

令和7年2月
山武市

事業		事業概要	対象年齢等
⑰	【新規事業】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育園等を利用できる事業	こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
⑱	【新規事業】 子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等
⑲	【新規事業】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	不適切な養育環境にあつたり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
⑳	【新規事業】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」として実施されます。

（４）量の見込みの推計方法

各事業の量の見込みは、第2期計画期間（令和2年度～6年度）における各事業の実績（実績の伸び等）に基づき推計を行いました。

また、国の法改正等による新規事業については、想定される各事業の対象世帯数や児童数等を勘案し、量の見込みを設定しました。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		180	174	153	135	115	105
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	230	230	230	230	230	230
②－①		50	56	77	95	115	125

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設6園（こども園5園、幼稚園1園）と市外の幼稚園で1号認定こどもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		465	479	453	431	398	396
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	540	540	540	540	540	540
②－①		75	61	87	109	142	144

資料：令和6年度実績は市担当課資料

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設8園（こども園5園、保育園3園）で2号認定こどもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

【0歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		21	23	23	23	23	23
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	42	42	42	42	42	42
	特定地域型保育事業	4	4	4	4	4	4
	計	46	46	46	46	46	46
②－①		25	23	23	23	23	23

【1歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		80	77	80	78	77	75
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	98	98	98	98	98	98
	特定地域型保育事業	5	5	5	5	5	5
	計	103	103	103	103	103	103
②－①		23	26	23	25	26	28

【2歳】

（単位：人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		122	101	96	100	97	95
②確保量 （提供量）	特定教育・保育施設	130	130	130	130	130	130
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
	計	136	136	136	136	136	136
②－①		14	35	40	36	39	41

■ 確保方策

本市では令和6年度現在、特定教育・保育施設8園（こども園5園、保育園3園）と特定地域型保育事業（小規模保育事業所1か所、家庭的保育事業所1か所）で3号認定こどもを受け入れており、今後も既存の供給体制で量の見込みの確保を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業には、「基本型（子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う）」、「特定型（いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する）」、「こども家庭センター型（母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う）」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
②確保量 (提供量)	基本型	0	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1	1

【新規事業】地域子育て相談機関

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			4	4	4	4	4
②確保量（提供量）			4	4	4	4	4

■ 確保方策

子育て世代包括支援センター（はぴねす）で実施してきた旧母子保健型の事業について、新たに開設するこども家庭センターにおいて「こども家庭センター型」を実施します。

また、新規事業の地域子育て相談機関は、国から「中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい」という考え方が示されていることから、身近な相談窓口として育児等に関する相談対応を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：延利用者数（人回）、か所

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3,500	3,282	3,395	3,541	3,597	3,654
②確保量	延利用者数（人回）		3,282	3,395	3,541	3,597	3,654
（提供量）	実施か所数（か所）	6	6	6	6	6	6

■ 確保方策

今後もこども園、保育園（令和6年度現在6か所で実施）の体制で、量の見込みの確保を図ります。子育ての悩みや育児不安の解消、親子や保護者同士の交流の促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	180	172	165	160	154	149
	延利用回数	1,830	1,743	1,672	1,621	1,560	1,510
②確保量（提供量）			1,743	1,672	1,621	1,560	1,510

■ 確保方策

今後も医療機関での利用回数に応じた助成を図るとともに、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるよう妊婦の支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

単位：訪問乳児数（人）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	160	148	143	138	133	129
②確保量（提供量）		148	143	138	133	129

■ 確保方策

今後も既存の体制（助産師又は保健師による訪問）で、里帰り出産も含め生後4か月までの乳児のいる家庭の全数訪問をめざします。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本市では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定せず、要保護児童対策として家庭相談員又は保健師等が訪問し、相談・指導を行うかたちで、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭等で、養育支援が必要な家庭を支援します。

なお、養育支援が必要なケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じた本事業の実施を検討します。

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）※

山武市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

※量の見込みを設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も虐待防止等に向けて、本協議会を通じて、関係機関の連携強化を図ります。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定せず、児童相談所等の関係機関と連携を図りつつ、保護を必要とするケースへの対応を図ります。

なお、保護を必要とするケース、相談等の状況を把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市では、令和6年度現在未実施の事業であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定していませんが、今後は、事業に対するニーズを把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		250	259	261	263	255	266
②確保量 （提供量）	一時預かり（幼稚園）		259	261	263	255	266

■ 確保方策

今後も幼稚園（令和6年度現在1園）において、在園児に対する一時預かり（預かり保育等）を実施します。

【保育園等における一時預かり（幼稚園型以外）】

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		280	284	292	301	300	311
②確保量 （提供量）	一時預かり（こども園、保 育園、地域型保育事業所）		284	292	301	300	311

■ 確保方策

今後もこども園、保育園、地域型保育事業（令和6年度現在7園で実施）において、未就園児の一時預かりを実施し、ニーズに対応した保育士等の確保に努めます。

（10）延長保育事業

保育認定（2号、3号）を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、こども園等において保育を実施する事業です。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		275	289	293	299	297	308
②確保量（提供量）			289	293	299	297	308

■ 確保方策

今後もこども園、保育園（令和6年度現在8園で実施）において、事業を実施します。

(11) 病児・病後児保育事業

病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	病後児型	9	9	9	9	8	8
②確保量（提供量）			9	9	9	8	8

■ 確保方策

本市では、こども園（令和6年度現在1園で実施）において、こども園、幼稚園、保育園等の在園児が病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間、病後児保育室で保育を行う「病後児型」を実施しており、今後も現在の実施体制を継続します。

なお、病児保育については、ニーズを把握しつつ、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	128	148	128	121	139	107
	2年生	117	115	129	112	106	115
	3年生	111	89	84	91	83	77
	4年生	74	81	68	64	71	61
	5年生	49	48	53	44	44	48
	6年生	22	34	31	38	31	29
	合計	501	515	493	470	474	437
②確保量（提供量）		520	520	520	520	520	520
②－①		19	5	27	50	46	83

■ 確保方策

今後も学童クラブ（令和6年度現在11クラブ）において、事業を実施します。なお、特別な配慮を必要とする児童の受入れにあたっては、学校や家庭に加え、専門機関や要保護児童対策地域協議会、障害児通所支援事業所等の関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育園などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も対象者に必要な給付を実施します。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼稚園、保育園などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園などの設置又は運営を促進するための事業です。

本市では、第2期計画期間中に本事業は未実施であり、令和7年度以降も本事業の実施は想定していません。

(15) 【新規事業※】妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：面談実施合計回数等（人、回、人回）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用者数	193	172	165	160	154	149
	一人当たり面談回数	3	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	406	516	495	480	462	447
②確保量（提供量）			516	495	480	462	447

■ 確保方策

今後も保健師や助産師等による実施体制を確保し、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の計3回の面談を実施します。

(16)【新規事業※】産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：延利用産婦数等（人、人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	宿泊型	8	6	6	6	5	5
	通所型	22	21	20	20	19	18
	訪問型	30	28	26	26	25	24
	合計	60	55	52	52	49	47
	延利用産婦数	216	189	179	179	169	162
②確保量（提供量）			189	179	179	169	162

■ 確保方策

今後も保健師や助産師等による実施体制を確保します。

(17)【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳		7	7	7	7
	1歳		5	5	4	4
	2歳		4	4	4	4
	合計		16	16	15	15
②確保量（提供量）	0歳		7	7	7	7
	1歳		5	5	4	4
	2歳		4	4	4	4
	合計		16	16	15	15

■ 確保方策

令和7年度から試行的に実施し、令和8年度からの事業実施に向けて、必要な定員の受け入れを行えるよう、実施体制の確保を進めていきます。